

特措法第45条に基づく施設の使用制限等に係る「要請」及び「公表」について

1 概要

(1) 法第45条第2項の「要請」（行政手続法上の「行政指導」）

①対象 施設を管理する者等（個別の施設）

②要件

○対象の個別施設が使用の継続を行う場合に感染症のまん延につながるおそれがあると認められること
（例えば専門家の意見を参考とすること）

○実地調査により要請に従っていないことが認められること

○その事実等を対象となる施設に通知（事前通知）してから一定期間を経過した日（事前通知をした日の翌日を基本）以降においても、なお同一の結果が認められること。
（公益上、緊急に要請を行う必要がある場合等には事前通知を必要としない。）

(2) 法第45条第4項の「公表」（「要請」とセット）

○特定可能な個別の施設名等を広く周知することにより、当該施設に行かないようにするという合理的行動を確保

○公表内容

- ・対象施設名及びその所在地
- ・要請の内容
- ・要請を行った理由

○公表方法は県のホームページ等で公表

（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡(4/23)）

2 要請フロー

コールセンターへの通報、関係団体からの情報提供



実地調査（施設担当課及び県民局・県民センター）



4月24日(金)午前実施

県対策本部会議開催

事前通知文書を手交（施設担当課及び県民局・県民センター）



4月25日(土)午前実施

最終現地確認（施設担当課及び県民局・県民センター）



4月27日(月)正午実施

法第45条第2項及び第4項に基づく

施設休止要請、及び施設名公表（4月27日付）

パチンコ店に対する休業要請について

1 県内のパチンコ店・休業状況（4/24 現在）

県内総店舗数	営業中店舗数	休業店舗数
391店	38店（9.7%） ※うち16店舗は、明日4/25(土)から <u>休業予定</u>	353店（90.3%）

2 兵庫県の今後の対応

- ・ 明日午前、特措法 45 条第 2 項に基づく要請する旨の事前通知

【対象施設】 自粛要請に応じていない全店

【通知内容】 4/27(月)正午までに要請に応じない場合は特措法 45 条 2 項に基づく
要請を実施し公表する

[令和 2 年 4 月 23 日付け内閣府通知]

特措法 45 条第 2 項の規定に基づく要請を行うためには、実地調査により特措法第 24 条第 9 項の規定に基づく要請に従っていないことが認められること、事前通知してから一定期間を経過した日以降においても、なお同一の結果が認められること、が求められる。

- ・ 4/27(月)正午以降速やかに
 - ・ 休業要請に応じない店舗に対して、特措法 45 条第 2 項の要請文書を直接手交
 - ・ 要請した施設名、所在地を県ホームページで公表

県立都市公園における大型連休に向けた新たな対応

1 対応内容

全公園の遊具（健康遊具を含む）と駐車場（有料・無料とも）を閉鎖する。

※但し、公園自体は閉鎖しない。

2 対応期間

大型連休中（各公園で準備が整い次第～5月6日（水・祝））

3 県立都市公園における来園者数の現状と大型連休の見込み

（1）令和2年4月の状況

県立都市公園における来園者数（前年同月比（R1年4月、R2年4月比較））

明石	舞子	播磨中央	三木 総合防災	赤穂海浜	淡路島	公園計
45.3%	74.1%	67.2%	92.3%	25.0%	48.9%	77.0%
尼崎の森 中央緑地	甲山森林	西猪名	丹波 並木道中央	有馬富士	一庫	
186.3%	156.7%	65.9%	140.6%	95.8%	126.9%	

（2）大型連休の見込み（想定）

昨年の、大型連休前の土日1日当たりの来園者数と大型連休の1日当たりの来園者数を比較すると約1.9倍となっている。

このことから推定すると、今年の大規模連休においても、今年の大規模連休前の土日の1日当たりの来園者数より多くの来園者数があると想定される。

4 対応による効果

ア 遊具

遊具及びその周辺に子ども等が密集することや、それに伴い近距離での会話や発声が行われること等の密接を回避。

イ 駐車場

自家用車等による遠方からの来園者を抑制。

〔参考〕県立都市公園におけるこれまでの対応

- ・屋内施設及び運動施設は閉鎖（但し、公園自体は閉鎖しない。）
- ・併設のレストラン・売店等は運営事業者に営業自粛を要請
- ・イベント等は中止又は延期
- ・HP、園内放送、看板等による利用者への感染症対策に係る協力の呼びかけ等